

つなぎ住宅ローン (1/2)

平成27年1月5日現在

1. 商 品 名	つなぎ住宅ローン
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 ・日本国籍を有する方、または永住許可等を受けている方 ・信用上問題なく反社会的勢力に該当しない方 ・ご利用時の年齢が満20歳以上満65歳未満の方 ・全国保証(株)保証付住宅ローン、または「フラット35」等の公的住宅融資の承認が得られている方 ・当金庫所定の取扱基準を満たし、かつ保証会社の保証を受けられる方
3. お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・「自己居住用住宅の購入および建設」に必要となる借入のつなぎ資金（建物の契約手付金・中間金・最終資金等） ・「自己居住用住宅の大規模な増改築」に必要となる借入のつなぎ資金（建物の契約手付金・中間金・最終資金等） ・「自己居住用住宅の購入および建設」に加えて土地を購入する場合に必要な借入のつなぎ資金 <ul style="list-style-type: none"> ※土地購入のみの場合は対象外となります ・上記に該当し、かつ借換を伴う借入のつなぎ資金
4. ご融資限度額	100万円以上10,000万円以内（1万円単位） ※ご融資実行および交付の承認が得られている金額が上限となります
5. ご利用期間	12ヵ月以内 ※最終資金を交付されるまでの期間となります
6. ご融資利率	住宅ローンの金利は毎月見直しを行っておりますので、最新の金利については窓口等へお問合せください
7. ご返済方法	最終回資金交付時に一括してご返済いただきます
8. 保証会社	全国保証株式会社
9. 保証人	全国保証(株)の保証をご利用いただきますので保証人は原則不要です ※対象物件が共有の場合は、共有者を連帯保証人とさせていただきます
10. 担保	担保は不要ですが、抵当権設定留保扱いとさせていただきます ※抵当権設定ができる書類一式をお預かりします
11. 手数料・保証料	(1) 手数料について 別紙1住宅ローン手数料一覧表よりご確認ください (2) 保証料について 保証料は、「各回のつなぎ融資保証金額×保証料率（年利1.35%） ×各回の保証日数÷365日」の合計額を乗じた金額となり、つなぎ住宅ローン完済時に一括してお支払いいただきます
12. 火災保険 生命保険 債務返済支援保険	つなぎ住宅ローンをご利用の間は、火災保険・生命保険・債務返済支援保険にはご加入いただけません



都の都信用金庫

ALLIANCE FINANCIAL GROUP
SHINJON BANK

つなぎ住宅ローン (2/2)

13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。</p>
14. 金利情報及び返済 試算額の入手方法	最新の金利については窓口等へお問合せください また、返済予定額を試算いたしますので、お気軽にお申し付けください

